

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

2024 春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定期昇給を含めて5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定期昇給を含めて4%台であり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。物価高が勤労者の家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの労働者にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業、企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うための雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解消するべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 福島県最低賃金を速やかに1,000円に到達するよう引上げを行うこと。特に、国際情勢に起因する物価上昇や円安の影響により、

働く者の生活はより厳しさを増しており、内閣総理大臣の所信表明演説における2020年代に全国平均が1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。

2 中小企業等において、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金の引上げ原資の確保を含めた、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分や、働き方も含めた取引の適正化がなされるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと。

3 最低賃金の引上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等についても多様な政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し可能な限り早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年3月18日

会津若松市議会議長 清川 雅史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋